

新たな産業未来ビジョンふくしま

《令和4年度～令和8年度》

～ 未来を創る強靱な産業の育成に向けて ～

【概 要 版】

令和8年3月改定

福 島 市

【概要版】新たな産業未来ビジョンふくしま

第1章 策定にあたって

<背景>

- 東日本大震災及び原子力災害からの復興
- 新型コロナウイルス感染症拡大の危機
- ICTの急発展に伴う新しい生活様式の推奨

（早急な対応が求められる…）

<策定の趣旨>

- 1 産業全体のグレードアップ
- 2 危機をチャンスに変える施策
- 3 迅速かつ柔軟な対応

<位置づけ>

- 第6次福島市総合計画に基づく商業・工業の基本方針と重点戦略（基本ビジョン）
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第7条に基づく福島市商業まちづくり基本構想

<実施期間>

- 産業ビジョン：令和4年度から令和8年度まで
※計画期間が1年延長された第6次福島市総合計画と整合性を図るため、本産業ビジョンの実施期間も1年延長し、終期を総合計画と同じく令和8年度とします。
- 商業まちづくり基本構想：別途期間を設定

第2章 産業の現状

現 状

- 社会経済情勢の変化と新型コロナウイルス感染症がもたらしたもののほか

工業分野 ・リーマン・ショック、東日本大震災などの影響による製造品出荷額等の停滞
・原材料や加工品などの輸入が止まり、サプライチェーンが途絶えることによる生産活動の停止
・半導体不足による製造の停止

商業分野 ・外出自粛や時短営業による売上げの減少、その対策を含む新しい営業形態の普及（ネット販売、キャッシュレス決済）
・人口減少によるマーケットの縮小と高速交通網の発達による商業圏の拡大
・中心市街地における空き店舗の増加

雇用分野 ・働く世代の変化（生産年齢人口の減少）
・震災復興需要（除染作業ほか）により全国よりも高い求人倍率（H27年：1.36倍）
・医療・介護現場における雇用の増加
・雇用におけるダイバーシティ

日常生活 ・緊急事態宣言による行動制限や自粛の要請、ソーシャルディスタンスの確保、3密（密閉・密集・密接）の回避
・2020オリンピック・パラリンピックの延期ほか各種イベントの中止や延期
・テレワークやWeb会議の普及

第3章 基本目標と基本方針

東日本大震災及び原子力災害からの復興や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響からの回復を図り、持続可能で活力ある産業を目指し、「未来を創る強靱な産業の育成に向けて」を基本目標として取り組んでいきます。

各産業が成長し発展することは、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「まち」を育て、「まち」が「みらい」を創る好循環となり、まち全体ににぎわいが生まれます。

基本目標

未来を創る強靱な産業の育成に向けて

基本方針1

産業のグレードアップ

人口減少、少子高齢化が進む中、安定した企業経営の強化と生産性の向上が求められるため、AIやICTといったデジタル技術を活用した取り組みを支援し、特定集積産業の集積を進めることで、ふくしまらしい産業を成長させグレードアップを図ります。

基本方針2

持続可能な産業の振興

市民生活を豊かにするためには、産業の成長と発展は欠かせないものであり、デジタル技術を活用した柔軟な働き方改革やビジネスモデルの変化、環境問題への意識も高まる中、誰一人として取り残されない社会全体の利益を追求した持続可能な産業の振興を目指します。

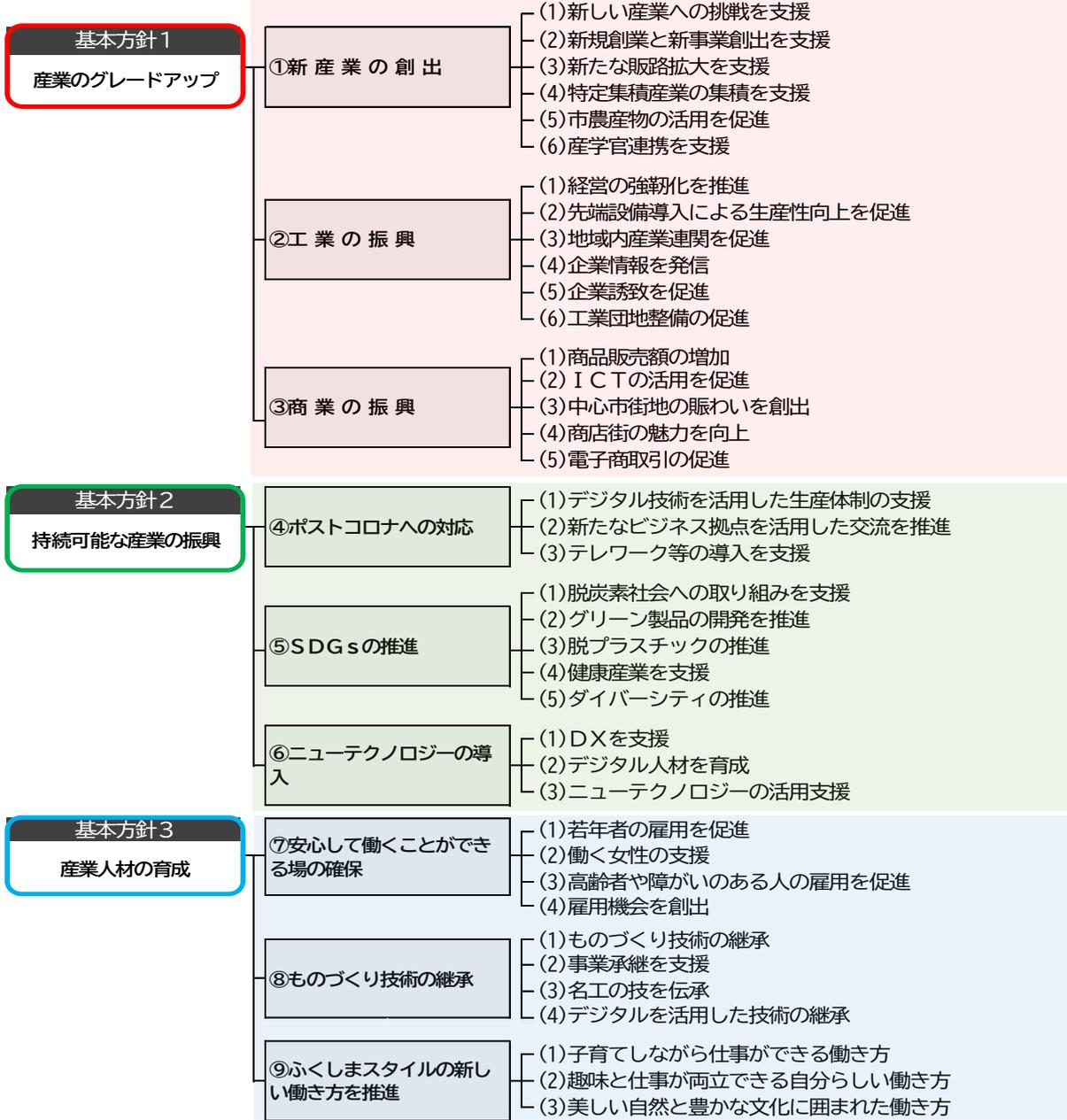
基本方針3

産業人材の育成

コロナ禍を機に新たな時代へ向けた人材の育成が必要とされる中で、働きがいと生産性を共に高められる働き方改革や女性や若者など多様な人材が能力を発揮しエンゲージメントを高められる活力ある社会構築を目指します。

第3章 施策体系

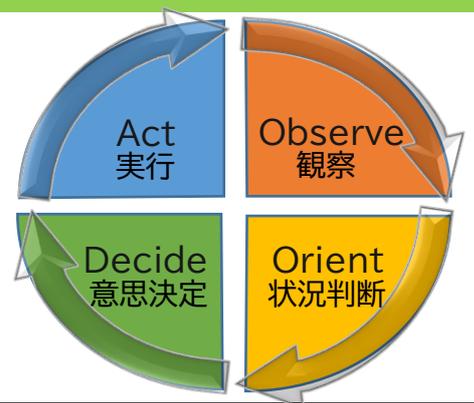
～ 未来を創る強靱な産業の育成に向けて ～
 < 重点戦略 > < 取組内容 >



第3章 施策管理

<OODAループ (ウーダグループ) >

産業ビジョンの実現に向けては、テクノロジーの進歩により産業構が劇的に変化する時代に直面しており、また新型コロナウイルスや大模な自然災害にも即座に対応することが求められていることから、産ビジョンの実現はOODAループに基づき各施策を管理していきます。そのメリットは「スピード」と「実行」であり、時代の潮目や社会環境が変化した場合など、その情報を収集しながら素早く行動変容し打開策を見つけ困難を乗り越えていきます。



第4章 福島市商業まちづくり基本構想

< 4つの基本方針 >

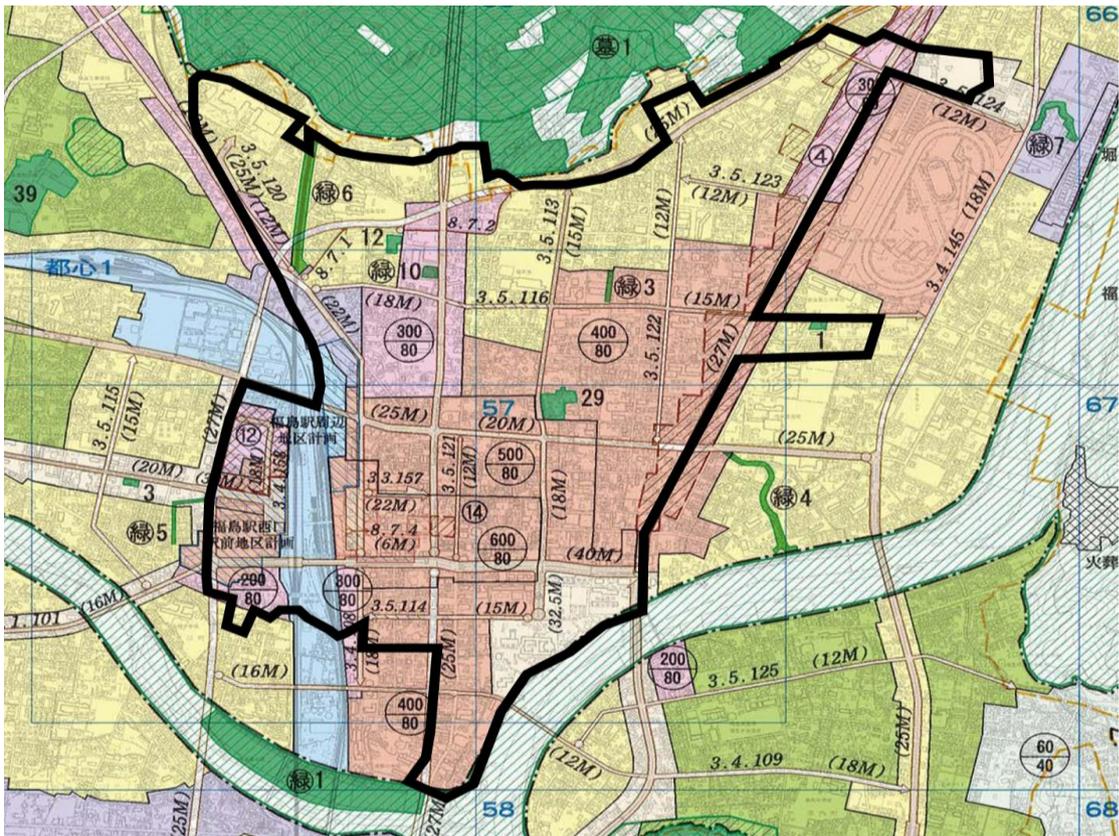
- 誰もが安心して暮らせる商業の環境づくり
- 商業機能の魅力を活かした「まちなか」の賑わいづくり
- 適正な商業施設の配置を促す計画づくり
- 交流人口の拡大に向けた商業のまちづくり

< 地域特性に基づいた商業環境の形成 >

- 高度商業集積ゾーン（小売商業施設の誘導を図る地区）【中央東地区・中央西地区】

中央東地区・中央西地区を、中心市街地活性化基本計画及び立地適正化計画とあわせて高度に商業集積を図るべき地区とします。また、中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地及び立地適正化計画で定める都市機能区域（都市機能誘導区域）を「中心核」とし、特定小売商業施設（店舗面積8,000㎡以上）を誘導する区域とします。

【中心核】



- 方部拠点ゾーン【清水地区・杉妻地区・北信地区・吉井田地区】

比較的高い集客力を備えた店舗が立地し、市域の各方部の核となる地区とします。

- 観光地域型商業集積ゾーン【土湯温泉町地区・飯坂地区・吾妻地区】

特徴の異なる個性豊かな温泉を中心とした観光資源を活用し、特に観光客を対象とした商業環境の充実を図る地区とします。

- 生活密着ゾーン【市内全域】

住民の日常生活に必要な商業環境の維持・充実を図る地区とします。

< 特定小売商業施設の抑制を図る地区 >

都市計画法に規定する市街化調整区域（小売商業施設の誘導を図る地区を除く）、都市計画法に規定する用途地域の指定のない区域（小売商業施設の誘導を図る地区を除く）、都市計画区域外（小売商業施設の誘導を図る地区を除く）、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域、景観法の規定に基づく福島県景観計画における景観形成重点地域、自然公園法に規定する自然公園、水環境保全条例に規定する水環境保全区域などや、その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域には、特定小売商業施設の立地を厳に抑制します。

※この基本構想は、福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成17年福島県条例第120号）第7条の規定に基づくものです。